

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 大湾区における外国籍のハイエンド人材に対する
個人所得税の優遇措置について

1. 事例

深圳のハイテク企業で働いている日本国籍を有する A さんは、ハイエンド人材に認定されました。A さんは、広東省財政庁、国家税務総局広東省税務局が共同して 2019 年 6 月 17 日に公布した「粵港澳大湾区個人所得税の優遇措置の実行について」（以下、「粵財税（2019）2号」）により、賃金所得及び労務報酬にかかる個人所得税の実効税率が 15%を超過する部分について、補助金を申請することが可能になりました（当該補助金については個人所得税が免除されます）。

2. 新制度概要

・大湾区とは

「粵港澳大湾区」の略称であり、香港・マカオ・広東省の 9 都市（広州、深セン、佛山、東莞、惠州、中山、江門、珠海、肇慶）が含まれます。グレーターベイエリアとも呼ばれています。

・政策背景

粵港澳大湾区の発展を支援する政策の一環として、中国財政部、国家税務総局は、共同して 2019 年 3 月 14 日に「粵港澳大湾区個人所得税の優遇措置に関する通知」（以下、「財税（2019）31号」という）を交付しましたが、さらに、広東省財政庁、国家税務総局広東省税務局が共同して実効策としての「粵財税（2019）2号」を公布しました。

・優遇対象

ハイエンド人材或いは不足人材と認定された、大湾区で勤務する香港・マカオ永久居民、外国籍人員、国外長期居留権を取得した帰国留学生及び海外華僑等が優遇措置の対象者です。

・対象所得

給与・賃金所得、労務報酬所得、原稿料、特許権使用料、経営所得、入選人材工程或は人材項目で獲得した補助金性質の所得に対して優遇措置が適用されます。

3. 税金試算

A さんの年間課税所得額が 120 万人民元と仮定すれば、従前の税負担と優遇措置適用後の税負担は、それぞれ以下のとおりとなります。

(単位：人民元)

	優遇措置実行前(a)	優遇措置実行後(b)	差 (a-b)
個人所得税実質負担額	358,080	180,000	178,080
実効税率	30%	15%	15%

※中国所得税法上の居住者を基準とする試算であり、年間 6 万人民元の基礎控除及びその他控除額を勘案していません

お見逃しなく！

- ・優遇政策の適用範囲は給与賃金総合所得、経営所得及び特殊項目に限られており、利息配当所得、財産賃貸料所得などは税法の規定どおりに申告納付しなければなりません。
- ・ハイエンド人材及び不足人材の認定基準に関しては、各市に別途規定が設けられていますので申請時に地域ごとの基準を参照する必要があります。